使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～

資料

　　　　　　

お役立ち情報

令和3年８月　改訂

**目次**

○高次脳機能障がいって？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P１

　　　○こんな時どうする？

　　　　・医療費の負担を軽減するには？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P１

　　　　・福祉サービスを利用するには？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２

　　　　・経済的な支援や生活費の保障を受けるには？・・・・・・・・・・・・・・・・P２

　　　　・就職・復職するには？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P４

　　　　・お金や財産の管理や手続きが難しい。金銭的なトラブルがある・・・・・・・・P５

　　　　・自動車の運転はできるの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P５

　　　　・同じような経験をした人の話を聞いてみたいんだけど…・・・・・・・・・・・P６

　　　○高次脳機能障がい支援拠点機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

　　【各種申請の流れ】 ・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・P９

**高次脳機能障がいって？**

**●高次脳機能障がいの症状とは？**

　記憶障がい（事故や病気の前のことが思い出せない、新しいことが覚えられない）、注意障がい（ぼんやりしている）、遂行機能障がい（自分で計画を立てられない、計画どおりに実行できない）、社会的行動障がい（感情や行動を調整したり抑えたりすることができない）、易疲労性（疲れやすい）などがあります。

ご本人は気づきにくく、ご家族や周りの人のほうが症状に気づくことも多いです。

**●症状に気づいたら？**

　高次脳機能障がいが疑われる場合は、発症・受傷時にかかられた医療機関（脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科など）の医師や現在のかかりつけ医に診断について相談してください。

**●通院は必要？**

自分では、上記の症状がなくなったと思っても、医師がまだリハビリ等が必要だとおっしゃる場合には、定期的に通院して下さい。退院後や復職後、症状がより具体的に感じるようになる場合も多いです。医師の診察を受ける際には、生活の中での困りごとをありのまま医師に伝えることが大切です。ご本人による説明が難しい場合もあります。できるだけ家族や支援者の方と一緒に通院しましょう。各種診断書を医師に作成してもらう際に、現状に沿った診断書を作成してもらうためにも、定期的に通院することが良いでしょう。

国立障害者リハビリテーションセンターが作成した「発症から社会参加までに関連するサービス」について、わかりやすく説明した図があります。

　詳しくは、以下のURLをご覧ください。

　<http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/rikai/service/>

**こんな時どうする？**

* **医療費の負担を軽減するには？**

高額療養費制度（窓口　居住地市区町村国民健康保険担当課又は会社の健康保険組合）

　同じ診療月内に医療機関や薬局の窓口で支払った医療費（保険適用されるもの）が一定額を超えた場合に、申請により限度額を超えた額が支給される制度です。

自立支援医療（精神通院医療）（窓口　居住地市区町村精神保健福祉担当課）

　高次脳機能障がいで通院加療が必要との指定医療機関の診断がある場合、通院する際の医療費（保険適用されるもの）の自己負担が原則１割になる制度です。

申請には、指定医療機関の診断書が必要です。

重度障がい者医療費の助成（窓口　居住地市区町村障がい者医療担当課）

　重度の障がいがある方に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。窓口への申請が必要です。

**●福祉サービスを利用するには？**

障がい者手帳の取得（窓口　居住地福祉事務所又は町村障がい福祉担当課）

1. 身体障がい者手帳【肢体不自由や視覚、聴覚、言語の障がい等が残った場合に対象となります。申請には、指定医の診断書が必要です。】
2. 療育手帳【発達期中（概ね18歳まで）に脳損傷により知的障がいが生じた場合に申請できます。】

※手帳交付の際に、次回の更新時期が指定されます。

③　精神障がい者保健福祉手帳【高次脳機能障がいは「器質性精神障がい」に該当します。申請には専用の診断書が必要です。発症日から６ヶ月が経過してから申請できます。】　※手帳の有効期限は2年です。

　障がい者手帳により、自動車税・自動車取得税の減免や交通運賃の割引などが受けられますが、その手帳の種類と程度によって異なります。手帳を受け取ったときの説明を記録しておいてください。

　障害者総合支援法によるサービス（窓口　居住地福祉事務所又は町村障がい福祉担当課）

　【内容】

◆障がい福祉サービス【例　計画相談支援、居宅介護（ホームヘルプサービス）、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム　等】

◆地域生活支援事業【例　移動支援（ガイドヘルプサービス）等】

* 利用に当たっては市町村の支給決定が必要です。サービス利用には、原則障がい者手帳の取得が必要ですが、高次機能障がいのある方の場合、障がいを証明する医師の診断書があれば利用申請が可能です。

医師の診断書は、以下のURLからダウンロードできます。　<http://www.rehab.go.jp/application/files/3215/1669/0692/3_3_02_1-1_.pdf>

　介護保険法によるサービス（窓口　住所地市区町村介護保険担当課）

　【対象】６５歳以上（第1号被保険者）または４０〜６４歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）で脳血管疾患により介護が必要となった方。

　【内容】例　訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護（デイサービス）、通所リハビリ（デイケア）、住宅改修、福祉用具貸与など

　　　　※利用に当たっては、市町村による要介護・要支援の認定が必要です。

* **経済的な支援や生活費の保障を受けるには？**

障がい年金

　障がいの程度や年金の納付要件を満たしていれば、障がい年金の受給対象となります。障がい認定日（初診から1年6か月過ぎた日。身体の障がいで1年6か月前に症状が固定した場合は、その時点。）から申請できます。申請には、初診が確認できる証明書（受診状況等証明書。＊初診日が公的年金の加入期間中である必要あり）、医師の診断書、本人や家族が記入する書類（申立書）などが必要です。

【障がい基礎年金】　（窓口　住所地市町村国民年金担当課又は年金事務所）

　＊初診日において、国民年金に加入中であった方。20歳未満の病気やケガ等により障がい者となった場合は、20歳から受給可能となる制度があります。

　＊申請に関する様式は、以下の日本年金機構のURLからダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/shougai/seikyu/20140519-01.html>

【障がい厚生（共済）年金】　（窓口　年金事務所）

＊初診日において、厚生(共済)年金に加入中であった方

　＊申請に関する様式は、以下の日本年金機構のURLからダウンロードできます。　　<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/shougai/seikyu/20140519-02.html>

生活保護

（窓口　居住地福祉事務所又は郡部は池田・岸和田・富田林子ども家庭センター）

　　本人や扶養義務者の総収入が最低生活費を満たさない方に支給されます。

　特別障がい者手当　（窓口　居住地福祉事務所又は町村障がい福祉担当課）

20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な方に対して支給されます。ただし、施設に入所された場合や病院や介護老人保健施設に3か月を超えて入院（所）された場合は除きます。

労働者災害補償保険（労災）（窓口　勤務先の労務担当者・労働基準監督署）

労働者が、就業中や通勤時に発生した災害や事故により負傷や病気にかかった場合に治療費が支給されたり、休業により賃金が得られない場合に休業補償を受けたり、障がいが残った場合に、障がい等級に応じた補償が受けられる制度です。

※パートやアルバイトを含む全ての労働者が対象です。労災をかけていないから対象にならないと雇用側に言われても、労働者には労災保険が給付される制度です。まず労働基準監督署に相談しましょう。

　傷病手当金（窓口　雇用先の健康保険組合または管轄の協会けんぽ）

健康保険被保険者が、就業中・通勤中以外の病気やけがで会社等を休んだときに、ご本人とその家族の生活を保障するための制度です。原則、1日当たり支給開始日の以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額の２/３が支給されます。（支給開始日から最長1年6か月）

※国民健康保険加入者は対象になりません。

　　※加入期間が1年以上ある方が、退職時に傷病手当金を受給している、または、連続した3日間の待機期間満了後4日目以降も仕事に就けず退職した場合は、退職後も傷病手当の支給が受けられます。加入期間が1年未満の方の場合は、退職後の給付は受けられません。

　自動車保険（窓口　各保険会社）

　【自賠責保険】交通事故により治療が必要となった場合や休業により給与が受けられなかった場合に治療費や休業損害金が支払われたり、後遺障がいが残った場合に障がいの程度に応じた補償額が支払われる制度です。

※事故の状況によって支払われない場合もあります。

　※労災事故の場合は、労災からの給付と支給調整されます。

　　　※【任意保険】に加入している場合、自賠責保険でカバーしきれない損害の補償が支払われる制度や、【人身傷害補償保険】に加入している場合、過失割合に関わらず保険会社の基準によって保険金が支払われる場合があります。

**●就職・復職するには？**

　雇用保険（失業等給付）（窓口　ハローワーク）

　【基本手当】雇用保険の被保険者の方が、自己都合、解雇、定年、契約期間の満了等何らかの理由で退職した場合、失業中の生活を心配せずに、新しい仕事を探し再就職していただくために支給されるものです。一定の受給要件を満たした場合に、雇用保険の加入期間、退職時の年齢、離職理由に応じ、基本手当が支給（９0日～360日）されます。

　　　就職困難者として障がい者の方は、一般の離職者に比べ給付日数が延長されます。（最大360日）

　　　基本手当の受給は、原則、事業主からの離職証明書を窓口に提出した後、待機期間（7日間）の満了後（離職理由に応じ給付制限期間がある場合もある）になりますが、病気、けがなどですぐに働けない状態が30日以上続く場合には、その日数分だけ延長できる（最長3年間）ので、30日以上続いて職業につくことができなくなった翌日から1か月以内に失業保険受給期間延長申請書を窓口に提出してください。

その後、求職活動ができるようになったら、就労ができるという医師の意見書を窓口に提出し、受給申請を行います。（障がい者枠での求職もできます）

就労相談窓口の利用

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者就業・生活支援センター | 身近な地域で、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。 |
| 障害者職業センター | ハローワークと連携しながら、お一人おひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助などの職業リハビリを行います。 |
| ハローワーク | 就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障がいの種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施します。 |

**●お金や財産の管理や手続きが難しい。金銭的なトラブルがある**

成年後見制度　（窓口　家庭裁判所）

ご本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護などの生活に配慮する身上介護を、判断能力が十分でない方々に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、ご本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

ご本人の判断能力によって、後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が特に不十分）、補助（判断能力が不十分）の区分があり、区分に応じて、同意、取消や代理の範囲などが決められます。

日常生活自立支援事業　（窓口　社会福祉協議会）

福祉サービスの情報提供や利用手続き、日常的なお金の出し入れなどの金銭管理、預貯金通帳や年金証書のような大切な書類の預かりなど、生活支援員が必要な支援をする事業です。相談や支援計画の作成は無料ですが、生活支援員の援助は原則として利用料が必要です。

法律相談　（窓口　弁護士会　法テラス　各市区町村）

難しい法律の手続きなど、法的な手続きを自分でするのが難しい場合がありますが、弁護士に相談するのは一般的に結構な費用がかかります。お住まいの市町村で実施されている無料法律相談や弁護士会の法テラスによる相談などでは、費用があまりかからずに法律相談ができるため、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※高次脳機能障がいのある方にとって、一般的には、手続きや書類の保管は複雑で苦手な作業とされています。ご家族や、支援者、社会保険労務士、弁護士に手伝ってもらうことをお勧めします。（サービスに費用がかかることがあります）

※提出する書類（診断書等）については、必ずコピーを取り、保管しておきましょう。後日その内容の確認が必要になってくる場合があります。

**●自動車の運転はできるの？**

道路交通法の改正（H26年6月1日施行）により、公安委員会は、安全な運転に支障をおよぼすおそれがある病気等にかかっている方が、免許の取得や免許更新をされる際に、病気の症状等に関する必要な質問をすることになりました（質問用紙に記入）。事実と違う回答をした場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

発症後の運転の再開や運転免許の取得に際しては、各運転免許試験場の「適性試験係適性相談コーナー」に相談してください。その際に医師の診断書を求められることがありますが、受診している医療機関に相談をしてください。

医療機関での診断書の対応が難しい場合は大阪府と堺市で実施している自動車運転評価モデル事業があります。自動車運転評価モデル事業については、下記の大阪府障がい者自立相談支援センター（大阪府在住の方）、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター（堺市在住の方）までお問い合わせください。

**●同じような経験をした人の話を聞いてみたいんだけど…**

　「どうしたらよいのかわからない」「誰にもわかってもらえない」・・・

　日々の生活の中で、ご本人もご家族も悩まれることがたくさんおありだと思います。

　同じような経験をされた他の方々と、気持ちを分かち合ったり、悩みを共有できることは、ご本人にとっても、ご家族にとっても大きな支えとなります。

　大阪府には下記のような高次脳機能障がいのある方やご家族が集まる、当事者・家族会があります。当事者・家族会は、「孤立を防ぐ仕組み」の１つとして、非常に貴重な社会資源です。

それぞれの会で、同じような経験を基礎に、ピアサポートや当事者家族の心のケア、レクリエーション活動等を行っています。活動内容等は変更されることもありますので、詳細は各会にお問合せください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **名称** | **問い合わせ先** | **活動内容等** |
| 高次脳機能障害者の家族交流会 | ＴＥＬ：06-6841-9393（豊中市社会福祉協議会） | 豊中市社会福祉協議会主催の家族交流会年2回（1月・7月）開催家族主催による交流会年2回（4月・10月）開催いずれも豊中市すこやかプラザにて開催 |
| 豊中脳損傷家族会「アンダンテ」 |
| 吹田市 高次脳機能障がい者の家族交流会 | ＴＥＬ：06-6339-1254（吹田市社会福祉協議会） | 年2回（6月と1月（予定））に吹田市内　　（場所はその都度検討）で開催。 |
| もものきちょうちょ（ＴＫＧ） | ＴＥＬ：080-2503-7623（小林（こばやし）さん）ホームページ：<https://momonokichoucho.jimdofree.com> | ３月、６月、９月、１２月の第３土曜日に定例会をカフェ・わあるず（茨木市）にて開催。 |
| 手をつなごういばらき高次脳機能障害者を支える家族の会 | ＴＥＬ：070-1800-7400（留守番電話にメッセージを残してください）ホームページ：<https://tewotunago.jimdofree.com/> | 3か月に1回程度、茨木市内（場所はその都度検討）で定例会と交流会を開催。 |
| 高次脳機能障がい当事者　家族会「あまのがわ」 | ホームページ：<https://amanogawa2018.simdif.com/> | 奇数月は第3木曜日、偶数月は第3日曜日に活動。北河内を中心に開催予定。※開催場所は毎回変わります。詳しくはホームページをご覧ください。 |
| 高次脳機能障がい当事者会　東大阪え～わの会 | ホームページ：<https://m.facebook.com/koujinou.group>「東大阪えーわの会」で検索してください。 | 毎月第４土曜日14:00～16:00に活動主に障害児者支援センターレピラ（東大阪市）にて開催。※詳しくはfacebookをご覧ください。※当事者が中心。誰でも参加可。 |
| 八尾のほっと・ケーキの会 | ＴＥＬ：090-2350-5579（藤﨑（ふじさき）さん）（お電話での問い合わせは9時から18時まで） | 毎月第3月曜日午後に例会を八尾市内の公共施設にて開催。※どちらにお住まいの方でも、どなたでもお気軽にご参加下さい。 |
| ほっこり仲間の会 | ＴＥＬ：072-367-1761（大阪狭山市社会福祉協議会） | ３月、６月、９月、１２月の第３木曜日に日頃の思いなどを「本音トーク」と題して語り合う場、その他イベントの開催。 |
| ゆっくりいっぽ仲間の会 | ＴＥＬ：0721-56-1590(河内長野市立障がい者福祉センターあかみね) | ３ヶ月に１回定例会、看護学生等との交流会、その他イベントの開催。 |
| SKN (泉州高次脳機能障害者ネットワーク) | ＴＥＬ：072-422-3322（泉州中障害者就業・生活支援センター） | 2ヶ月に1回定例会、その他外出等イベントの開催。（定例会は岸和田市立福祉総合センターにて開催） |
| 頭部外傷や病気による後遺症をもつ若者と家族の会 | 事務所移転のため、準備中です。 |
| 高次脳機能障がいサポートグループひなたぼっこの会 | ＴＥＬ：06-6777-3014（NPO法人いちいちまる）ホームページ：<https://www.facebook.com/osakaksg/> | 交流会の日程は、ホームページをご覧頂き、参加される際はお電話ください。個別の相談も実施しています。※所在地は大阪市内です。 |
| おおさか脳卒中の会 | ＴＥＬ：090-3844-6052ホームページは、「おおさか脳卒中の会」で検索してください。 | 毎月第３土曜日13:00～15:00定例会、茶話会を大阪市立早川福祉会館にて開催。 |
| レッツすみよし | ＴＥＬ：090-2125-3739（上瀧（じょうたき）さん） | 月に１度、大阪市立早川福祉会館にて懇親会（脳卒中当事者の方に参加いただき、おしゃべり会もしくは健康に関する勉強会）を開催。※詳しくはお問合せ下さい。 |
| NPO法人Reジョブ大阪「まるっと会」 | ホームページ：<https://www.re-job-osaka.org/> | 高次脳機能障がい、失語症の方、その他コミュニケーション障がい全般の方が集う「まるっと会」を開催。活動日時については、ホームページでご確認下さい。 |
| 堺脳損傷協会 | ＴＥＬ：072-236-417６（なやクリニック）ホームページ：<http://www.nayaclinic.com/bias/> | 家族・当事者の交流会は、奇数月の第３日曜　11:00～16:00家族リハは毎月第１土曜13:30～16:00いずれも「なやクリニック」にて開催。相談は月曜〜土曜の午前中に電話で予約して下さい。※堺脳損傷協会の活動となやクリニックの診察とは直接関係がありません。 |
| 堺・ちゃれんじゃあず（ピアグループ） | ＴＥＬ：0120-37１-340ホームページは、「堺・ちゃれんじゃあず　高次脳機能当事者会」で検索してください。 | 堺脳損傷協会での家族リハなどの後の夕食会各地域でのイベント出店。ちゃれんじハウス（シェアハウス）での合宿体験など。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【令和３年３月時点の情報】

**高次脳機能障がい支援拠点機関**

　高次脳機能障がいについての個別の相談や支援、診断や身近な相談窓口に関するお問い合わせに応じています。

**大阪府**　障がい者医療・リハビリテーションセンター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【総合的な相談に関すること】 | 大阪府障がい者自立相談支援センター（大阪府高次脳機能障がい相談支援センター） | TEL:06-6692-5262　FAX:06-6692-5340 |
| 【自立センターの利用に関すること】 | 大阪府立障がい者自立センター※施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う施設 | TEL:06-6692-2971　 |
| 【医療に関すること】 | 大阪急性期・総合医療センター | TEL:06-6692-1201（代表）＊「高次脳機能障がい相談担当者へ」と言ってください |

**堺市**　堺市立健康福祉プラザ　生活リハビリテーションセンター（相談・訓練）

　　　TEL　072-275-5019　　FAX　072-243-0202

【高次脳機能障がいについての情報サイト】

|  |
| --- |
| 国立障害者リハビリテーションセンター　高次脳機能障害情報・支援センター　　　<http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/> |
| 大阪府障がい者自立相談支援センター（大阪府高次脳機能障がい相談支援センター）　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html> 　 |
| 堺市立健康福祉プラザ　生活リハビリテーションセンター　　　<http://www.sakai-kfp.info/html/tmpl_rehabili.html> |

【各種申請の流れ】

